

5t未満クレーン運転業務特別教育のご案内

貴社、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
標記の件に関し、下記により特別教育を実施いたしますので、当該者の受講をご案内申し上げます。

記

1. 日時・場所

区分	日時	場所
学科	11月29日(金)8:00~18:00	茂原市役所・市民室
実技	11月30日(土) ① 8:00~12:00 ②13:00~17:00 *受講数により①②のいずれかとなります。	双葉電子工業(株)長生工場構内 <場所等は学科終了時にご説明いたします>

2. 受講対象者

次に掲げるクレーンの運転業務に従事する者

- (1) 吊り上げ荷重が5トン未満のクレーン
- (2) 吊り上げ荷重が5トン以上の跨線テルハ

注意 この教育の対象となるクレーンには移動式クレーンは含まれません。
移動式クレーンとは次のクレーンをいいます。
(動力を用いて荷を吊り上げ、これを水平に運搬することを目的とする機械装置であって、原動機を内蔵し、かつ特定の場所(道路上等)に移動させることが出来る方法のものをいう)
例 トラッククレーン、レッカー型トラッククレーン、クローラクレーンなど

3. 受講料 14,905円

【受講料 13,200円(消費税 1,200円含む)+テキスト代 1,705円(消費税 155円含む)】

4. 定員 70名(締切日前に定員に達することがあります。事前に電話にてご確認をお願いします。)

5. 締切日 11月15日

6. 申込み方法

- (1) 受講申込書に所要事項を記入のうえ、当協会までFAX(0475-36-2121)または郵送等でお申し込み下さい。
- (2) 受講料の支払い先 *締切日までにお支払願います。
「千葉銀行茂原支店 普通預金口座No1327645
一般社団法人茂原労働基準協会 会長 村田 雅紀」
- (3) 受講当日欠席の場合、受講料の返却は致しませんのでご了承ください。

7. 問合せ先 (一社)茂原労働基準協会 TEL&FAX0475-36-2121

以上